

[概要版]

第4期 山都町男女共同参画計画

令和8年度（2026） ▶ 令和12年度（2030）



令和8年3月
熊本県山都町

1 計画策定の趣旨

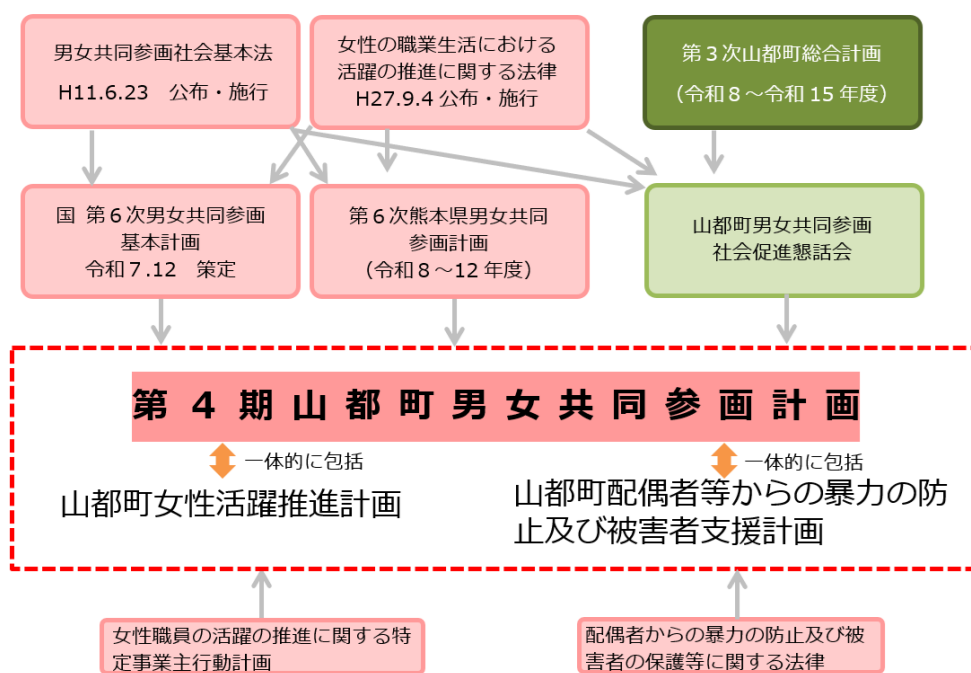
一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

近年は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）や男女共同参画の国際的潮流を踏まえ、誰一人取り残さない地域づくりの観点を一層重視しています。また、国では第6次男女共同参画基本計画策定作業が進められており（基本的考え方・素案公表）、働き方改革やジェンダーに基づく暴力根絶、防災・復興への参画拡大等の重点事項が示されています。

本町は中山間地域である地理的特性や、農林業・観光等の地域産業、集落コミュニティの力を活かしつつ、家事・育児・介護等の負担の偏在是正、地域意思決定への多様な参画、災害時の配慮の強化など、町民の実情に根ざした施策を総合的に推進します。

2 計画の位置付け

第4期山都町男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村女性活躍推進計画」を一体的に策定したものと位置づけるとともに、「DV対策基本計画」を本計画に包含したものとします。



3 計画の位置付け

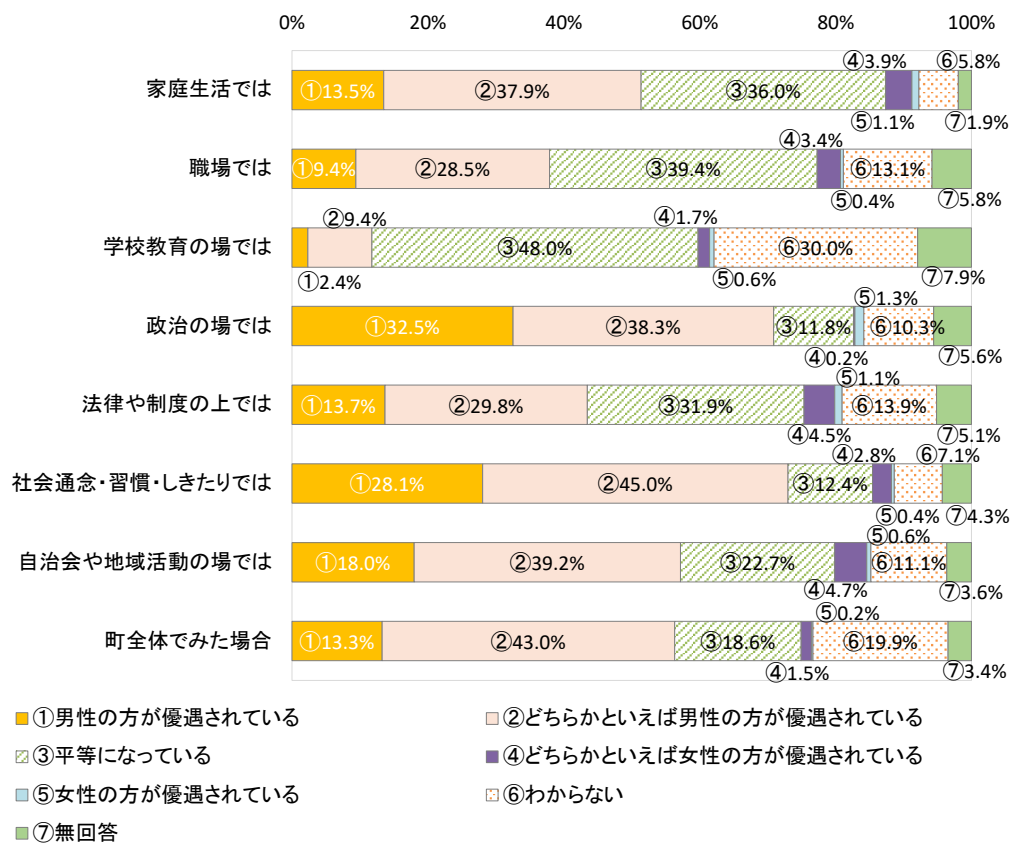
- 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
- ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 アンケート調査結果

【男女共同参画に関する意識について】

男女の地位の平等感について、平等感が高いのは「学校教育の場」が48.0%、次いで「職場」が39.4%、「家庭生活」が36.0%となっています。「政治の場」、「社会通念・習慣・しきたり」ではいずれも『男性優遇』の割合が7割以上を占め、その傾向が顕著です。

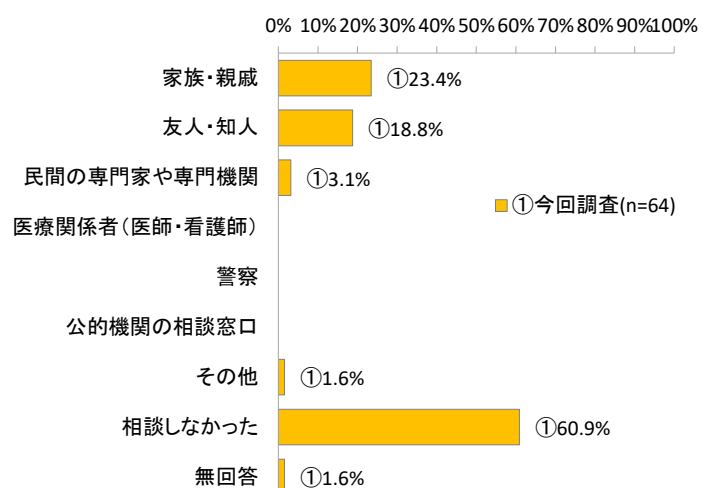
男女の平等な地位を実現するためには、男性、女性ともに相互の理解と協力を深め、これまでの慣習を見直し、改善に向けた取り組みが求められます。



【配偶者等からの暴力について】

DVの経験を相談したかについては、全体では、「相談しなかった」の割合が6割と最も高く、相談相手については、女性は「家族・親戚」、「友人・知人」がいずれも2割、男性は、「家族・親戚」が約3割となっています。

相談しなかったことでDVがエスカレートすることもあるため、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、その存在を広く周知することが重要です。



5 基本理念・基本方針

【基本理念】

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

山都町に暮らす一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別に関わりなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、家庭、地域、職場等のあらゆる分野において意識啓発、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会の実現をめざす施策でなければなりません。

本計画では、目指すべき将来像（基本理念）を「誰もが認める 男と女とがステキに生きる町」とし、男女がともに協力し、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

基本理念

誰もが認める
ひと ひと
男と女とがステキに生きる町



【基本方針】

この計画は「誰もが認める 男と女とがステキに生きる町」の実現に向けて、次の4つの項目を基本方針とします。

- 基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり
- 基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり
- 基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）
- 基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV被害者支援基本計画）

山都町が目指す男女共同参画の姿



6 施策の展開

基本方針

I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

主な取組

生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できるよう多様化・高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会を提供します。
アンコンシャス・バイアスの気づきと対話の定例化	地域・学校・職場において、無意識の思い込みに気づく学習と、家庭内の役割分担・地域役割の見直しにつながる対話機会を定例的に実施します。
保護者・地域と連動した学びの推進	PTA・地域団体と連携して短時間講座や教材の共有を行い、家庭・地域ぐるみの理解定着を図ります。
LGBT(性的少数者)等の理解講座による啓発	LGBT(性的少数者)等に関する正しい情報を提供し、当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に生き方を選択できる社会の実現に努めます。
地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘	政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するための講座の情報提供等の支援に努めます。

基本方針

II 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

主な取組

避難所等における配慮と安全・安心の確保	男女共同参画の視点での防災・復興対策を平常時から意識し、自治振興区等と連携して研修会の実施や情報発信を行います。
自主防災組織における女性の参画促進	会合や研修会での啓発を通し、自主防災の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。
ライフコースアプローチに応じた健康の保持及び推進	生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査・がん検診の受診促進や健康教育等を推進します。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの学習	母子保健施策と連携し、相談体制を整えます。
生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実	生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。

III 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

主な取組

男女共同参画に関する企業の研修等への支援	企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。
労働施策総合推進法について企業へ周知	労働施策総合推進法に基づく、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント等の防止対策について、企業に対して周知を図ります。
自営業に従事する女性への支援	商工会等を通じて、女性は経営のパートナーであることを啓発し、女性の活躍機会の拡大を目指します。家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります。
リカレント教育の推進	一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できるよう、情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。

IV 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）

主な取組

こころとからだのケアに関する講座等の実施	パートナーと自分の関係を見直すきっかけづくりを目的とした、モラル・ハラスメント等の精神的なDVを中心とした講座等を支援します。
労働施策総合推進法について企業へ周知	労働施策総合推進法に基づく、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント等の防止対策について、企業に対して周知を図ります。
被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子どもについて、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩等のないように努めます。
DV等に関する相談体制の充実	広報・町ホームページ等によるDV等に関する情報の啓発に努め、DVやハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。

7 計画の推進

本計画は、行政だけでなく、学校・家庭・地域・関係団体・事業者等がそれぞれの役割を担い、連携・協働して推進します。

- 住民、事業所、関係団体等との連携
- 山都町男女共同参画社会促進懇話会の開催
- 庁内組織の連携強化

8 進捗管理

数値目標、施策目標について評価を行うとともに、各項目について関係課で取組状況を評価し、次年度以降の施策に反映させます。特に中間年度の3年目には取組をまとめて評価します。

- Plan（計画）：施策・事業を計画し、目標指標を設定します。
- Do（実行）：計画に基づき施策・事業を実施します。
- Check（点検）：実施状況・指標達成状況を点検します。
- Act（改善）：課題を整理し、改善・見直しを行います。



第4期山都町男女共同参画計画

発行年月 令和8年3月

編集・発行 山都町 福祉課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

TEL:0967-72-1111 / FAX:0967-72-1080